

ヒブワクチン(Hib 感染症)

予診票は記入もれのないよう保護者が正確に記入してください。

- ①体温は接種前に医療機関で測定します。
- ②身体状況等で心配なことがあるお子さんは、前もって主治医にお尋ねください。

病気について

ヒブとは、ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型という細菌のことです。ヒブは冬に流行するインフルエンザの原因である「インフルエンザウイルス」とは全くの別ものです。また、他の多くの細菌やウイルスとは異なり、乳幼児に感染しても抗体(免疫)ができず、繰り返し感染することがあります。しかし、ヒブワクチンは、ワクチンを製造する段階で免疫がつくよう改善されているため、4 回の接種を受けた人のほぼ 100%に抗体(免疫)ができ、高い予防効果が認められています。

【症 状】中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの表在性感染症の他、髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な深部(全身)感染症を起こします。ヒブによる髄膜炎は5歳未満人口 10 万対 7.1~8.3 とされ、年間約 400 人が発症し、約 11%が予後不良と推定されています。生後4か月~1歳までの乳幼児が過半数を占めています。

予防接種の副反応について

予防接種の副反応については、接種前に必ず医師に確認してください。

副反応としては、局所反応が中心で、発赤(42.4~45.9%)、腫脹(はれ)(9.9~23.1%)、硬結(しこり)(13.9~21.5%)、疼痛(2.5~9.1%)、全身反応は不機嫌(8.5~23.0%)、食欲不振(4.1~13.2%)、発熱(1.6~4.1%)などが認められています。

対象・接種スケジュール

定期接種の対象者			
生後2か月~5歳になる1日前まで			
接種方法(接種開始年齢によって接種回数異なりますのでご注意ください。)			
標準的なスケジュール	接種開始年齢	初回	追加
	生後2か月~7か月になる1日前	27日(医師が必要と認めるときは20日)以上、標準的には56日までの間隔をおいて3回接種。 (備考)初回2回目および3回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。(追加接種は可能)	初回接種終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1回接種。 (備考)初回2回目および3回目の接種が、生後12月を超えた場合は初回接種を行わず、初回接種終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて追加接種を1回行うこと。
受標準的なスケジュールで	生後7か月~1歳になる1日前	27日(医師が必要と認めるときは20日)以上、標準的には56日までの間隔をおいて2回接種。 (備考)初回2回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。(追加接種は可能)	初回接種終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1回接種。 (備考)ただし、初回2回目の接種が、生後12月を超えた場合は初回接種を行わず、初回接種終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて追加接種を1回行うこと。
	1歳~5歳になる1日前	1回接種	

予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している方(37.5℃をこえる場合)
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③BCG・ロタ等の生ワクチンの予防接種をして27日以上経っていない方
- ④三種混合等の不活化ワクチンの予防接種をして6日以上経っていない方
- ⑤1か月以内に麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜ及びその他ウイルス性疾患(突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等)に感染又は、感染者と接触があった方の接種時期については、かかりつけ医と相談してください。
- ⑥このワクチンの成分によってアナフィラキシー(通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)をおこしたことがある方
- ⑦その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

ワクチン接種後の注意

- ①接種後約30分は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
 - ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
 - ③接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
 - ④当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
 - ⑤接種当日は、はげしい運動は避けましょう。
 - ⑥接種後6日間は、他の予防接種は受けられません。
- ※予防接種によりその他心配なことが生じた場合には、すぐに医師の診察を受け、お住まいの市担当課へ連絡をしてください。

予防接種による健康被害の救済について

予防接種法に基づく定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合は予防接種法に基づく医療費、医療手当などの給付を受けることができます。

ただし、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて因果関係を審議後、定期の予防接種によるものと認定された場合にのみ給付を受けることができます。予防接種法に基づく給付の対象から外れた場合は、所定の手続き・審査後に独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく給付を受けることとなります。給付申請の必要が生じた場合には、お住まいの市担当課へ連絡をしてください。

(問合せ先) 長浜市健康推進課 : 65-7751